

第2期つくばみらい市子ども・子育て支援事業計画（案）に対する
意見の内容および市の考え方

| | | | |
|--------|--------------------------|------|----|
| 意見提出期間 | 令和元年12月6日（金）～令和2年1月6日（月） | | |
| 意見提出者数 | 1人 | 意見件数 | 6件 |

| No. | 意見項目 | 意見の内容 | 件数 | 市の考え方 |
|-----|---|--|----|---|
| 1 | P47 第4章 「各施策の展開」の具体的な 取り組みの各 事業項目欄に ついて | 新規・継続・前期からの変 更点などが書かれている とわかりやすい。 | 1件 | ■次のとおり修正します。 ご意見を踏まえ、前計画同様、 各事業の項目に新規・継続・拡 充を記載いたします。 |
| 2 | P47 第4章 「各施策の展開」の具体的な 取り組みの各 事業項目欄に ついて | 各項目内に前期計画の達 成状況評価・今後の方向性 が合わせて記入されてい るととてもわかりやすい。 | 1件 | ■原案どおりとします。 第2期つくばみらい市子ども・ 子育て支援事業計画は、第2章 「子育てをめぐる現況」におい て現状と課題を整理し、第3章 以降につながる構成になってい ることから、原案どおりといた します。 |
| 3 | P60 基本施策 2（親と子ども の健康・食育推 進）について | 施策の具体的な取り組み として、No.55、56 におい て発達に関する子供の支 援が掲げられているが、身 体障害、肢体不自由に関す る支援は実施しないのか。 | 1件 | ■原案どおりとします。 身体障がい、肢体不自由に関す る支援につきましては、基本目 標3 基本施策3 No.71, No.72 と 連携を図り、取り組んでまいり ます。 |
| 4 | P69 No.70「特 別支援教育」に ついて | 本事業項目に関しては、 「現在支援している、支援 が必要な児童」は「各学 校・教育委員会」が、「現 在支援していないが、学校 生活からかんがみるに支 援をすることが児童の発 達のため望まれる児童」は 「各学校」が、「これから | 1件 | ■次のとおり修正します。 教育指導課と関連する事業の記 載があることから、所管に教育 指導課を追記いたします。また、 ご意見を踏まえ、引き続き関係 各課連携した取り組みを実施し てまいります。 |

| | | | | |
|---|--|--|----|--|
| | | 小学生になる支援が必要と思われる児童」は健康増進課が、「療育手帳，障がい者手帳等を交付されている児童」は「社会福祉課」がそれぞれ主に把握しているものと考えられます。よって，関係する各部局，主管課が連携し制度の策定，予算の確保についてもご検討をよろしくお願いいたします。 | | |
| 5 | P82 教育・保育提供区域の設定について | 本項目を一読した限りでは，小学校の選択も市全域を1区域とし，いずれの小学校も選択可能と読み取れる。小学校はあくまで学区により決定されるのであればその旨を加えるなど，誤解釈を与えぬ記入方法を検討していただきたい。 | 1件 | ■次のとおり修正します。 P82 に記載していた区域の地図は，誤解釈を避けるため削除いたします。 |
| 6 | P85 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容について | P85以降，記載されている各事業で，具体的な事業所，事業者，場所が存在する場合，それについても文章作成時点の情報でも記入していただいたほうがわかりやすく感じる。あるいは巻末などにまとめて資料などと添付してもよい。例えば，事業の「子育て短期支援事業」を活用したい場合，「つくばみらい市 子育て短期支援事業」などで検索し，情報を収集 | 1件 | ■原案どおりとします。 本計画は，2015年度（平成27年度）施行の「子ども・子育て支援法」第61条第1項に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」で，教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保，その他法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものであることから，具体的な情報は記載いたしません。 |

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| | | しなければどこで実施しているのか、どこに行けばいいのかがこの冊子だけではわからない。 | | |
|--|--|--|--|--|